

# 共済会

## 会長挨拶

当会初代会長、最高顧問の山田里津先生が、令和5（2023）年10月2日に97歳で逝去されました。当会の発展に多大なるご尽力とご貢献をいただきました。ここに心より感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、新しい年を迎えた令和6（2024）年元旦、石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

最後になりましたが、新年のご挨拶を申し上げ

ます。今年の干支「甲辰」は、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく年」だといわれています。干支に因み、25年前に設立した当初を振り返り、皆さまのご期待に添えるようより一層努力し、最善を尽くしてまいります。本年もどうぞよろしくお祈り申し上げます

令和6年2月  
一般社団法人日本看護学校協議会共済会  
会長 荒川 眞知子

## 目次

### [追悼] 山田里津先生へ 感謝を込めて

荒川眞知子 …… page2

### [追悼] 山田里津・著「日本の看護職教育 —戦後からの軌跡」から—3編

日本看護学校協議会共済会事務局 鶴見美智恵／選 …… page3

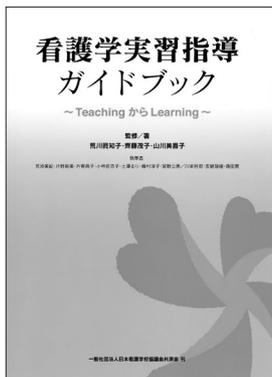
● 共済会の活動 …… page6

● 2024年度からの感染見舞金について …… page8

一般社団法人日本看護学校協議会共済会「Will」事務局 丹治 正貴

## 日本看護学校協議会共済会の出版物

お申込みは  
こちらから



A4判・248頁 3,000円

看護学実習指導ガイドブック  
～TeachingからLearning～



B6変型判・176頁 2,000円

日本の看護職教育  
—戦後からの軌跡—

残部  
僅少



B5判・400頁 3,000円

【新刊】新・教務必携 改定版Ⅱ  
看護学校の運営と管理

[追悼]

# 山田里律先生へ 感謝を込めて

荒川 眞知子

先生は、戦後一貫して看護教育の改革に努め、実際に複数の看護学校の運営に携わり、多くの看護師(職)及び介護職の育成にご尽力されました。

1970(昭和45)年に、日本唯一の全国組織である一般社団法人日本看護学校協議会初代会長として、1998(平成10)年には、日本看護学校協議会事務局に日本看護学校協議会共済会の前身である団体を置かれました。両団体を牽引され、さらに「看護学原論」「教務必携」をはじめとする看護基礎教育や学校管理運営、臨地実習指導に必要な多くの著書を執筆され、日本の看護基礎教育の充実に力を注いで来られました。

これらの数々の功績を称えられ、2015(平成27)年、世界の看護職最高の栄誉である「フローレンス・ナイチンゲール紀章」を授与されました。私は先生の教え子の一人であり、このような偉大な先生に50有余年の長きにわたりご指導いただきましたことを大変幸せに思います。そして心から感謝を申し上げます。

## ——先生の教え——

**「看護を受ける人も看護する者も自分らしく幸せな生活が送れるように」**

「人のために役に立ちたい、一生を看護に捧げる人生・看護一筋に…」看護学校に入学して初めて提出した「私の将来設計」です。

「その人らしい生活、その人にとっての最良の人生となるように支えることが看護であり、そのためには看護師自身も自分らしく幸せな生活を送ることですよ」優しく話してくださった先生のお顔を今でも鮮明に覚えています。

戦後、職業人として看護教育の向上に全力投球されながら、家庭人としても決して手を抜くことなく93歳になってご主人を介護され、そして看取られました。

先生は生涯をかけて「人間看護」を実践されてこられたのだとあらためて思います。

## 「努力が大事」

信頼し、優しく導いてくださる一方で「いつも最良・最善であること」と妥協を許さない厳しいご指導に涙したこともありました。「先生のような能力はありません」と精一杯の反抗に、「能力がないからと逃げてはいけません。努力が足りないことを自覚することが大事です」

多忙を極める中、文楽を愛し、短歌を詠み、絵や書を嗜まれ、その作品は素人の域を超える素晴らしいものです。天性の才能だけでなく常に「努力」を惜しまず何事にも取り組まれた先生の教えを「座右の銘」とし、今では看護を志す人たちへの「贈る言葉」にしています。

## 「何処で教育されたか」ではなく、「どのような教育を受けたか」が重要

2008(平成20)年「看護教育大学一本化」の提言に対し、先生は「看護基礎教育の大学化は望ましいが、看護専門学校には専門職業人の育成という使命がある。評価されるべき内容は、“何処で教育されたか”ではなく“どのような教育を受け、国民のニーズに応えるサービスを卒業生達が提供できているかどうか”なのだ」との見解を示されました。

少子高齢化が加速し、より一層、保健医療福祉の連携・協働が必要な時代です。

「物事を謙虚に振り返り、時宜にかなった施策と新しいことへの創造性、深い思考力そして実行する能力と情熱・人間教育の重要性」当会の20周年記念に寄せられた先生のお言葉です。

先生の教えを心に刻み、「保健医療福祉に携わる学生・生徒たちが活き活きと学習し、卒業後は地域に根差し、その人らしい暮らしを人生の最期まで支え、専門職業人として、一人の人間として生涯成長し続けることができる人材の育成」に少しでもお役に立てるよう努力してまいります。お見守りください。

心からの感謝の気持ちをこめて、謹んでご冥福をお祈りします。

[追悼] 山田里津・著

## 「日本の看護職教育

## ―戦後からの軌跡」から―3編

「人間看護への道程…終戦の混乱のなかで」から一部抜粋

「敗戦で得られた保助看法…」質の創造へ 全文

「占領軍による日本の看護革命」全文

日本看護学校協議会共済会事務局 鶴見 美智恵／選

## 山田里津先生の看護学生時代

山田里津先生の功績については多く知られるところですが、看護学生だった頃の先生がどのような時代にどのような看護教育や実習を受けられたかについてはもうほとんど知る方はいらっしやらないのではないのでしょうか。ほんの一部ですがご自身の著書からご紹介したいと思います。

先生は昭和の初めから日本敗戦に至る状況の中でその青春時代を送り、終戦までを看護学生として、また戦後はアメリカの占領下でGHQ主導の行政(1947(昭和22)年4月、三重県庁に採用される)の仕事につき、その時を懸命に過ごされたことでしょう。それまでの日本の看護の在り方とアメリカの看護事情の圧倒的な違いにショックを受け、触発され、日本の看護職の在り方の理想を生涯追及されることになったと思います。

以下、日本で最後の戦争となった太平洋戦争敗戦間際のご自身の看護学生時代の体験を綴った文章から、まとめました。(平成12年～平成21年に日本看護学校協議会発行の機関紙に連載された山田里津先生の文章をまとめて、日本看護学校協議会共済会で「日本の看護職教育―戦後からの軌跡」と題して平成22年10月に発行しました。その著書より抜粋)

昭和20(1945)年、19歳の先生は東京の日赤で学んでいたそうです。

『東京で勉強中だった私は、渋谷の広尾から歩い

て恵比寿まで行き、品川駅から東海道線に乗る、というより立ちっぱなしで、身動きもできないまま長い時間をかけて両親のもとに馳せたのだが、駅前は何もかも消失して方向も見当がつかず、それでも歩いた。いつもの本屋の看板が目に入り、やがて神宮の森。

「ただいま！」

私たちは抱き合って再会を喜んだ。電話も手紙も音信できない長い長い毎日だった。』(原文ママ)

広島の友人の経験談として次のように書いています。

『校庭で建物の下敷きになっている弟の手を引っ張ると、ズルズルと皮膚が剥がれ、焼けただれた手が残った。その手を朋は硬く握って、永遠の別れをした。「その感触は忘れることができない。忘れてはならない」そう語る友の悲しみと怒りに満ちた表情は、私の脳裏から一生離れない』

原爆投下後、8月15日に終戦(敗戦)。

『終戦とともに日本の国政は、アメリカによって支配され、GHQが指導するものになった。教育、経済、産業、衛生すべての部門がアメリカの指導下に入った。衛生行政は警察行政から教育民生行政へ、そしてGHQの指令で各県に衛生部が誕生したのである。戦前の看護婦免状は都道府県知事発行で警察が交付した。国民の健康医療は、警察部門だったのである。日本国中すべての都道府県に対してその衛生部に女性の技師(技官が技師と改称され、事務官は主事と改称)を設置すると指令が出た。それ

が、看護職を専門職として評価した始まりと思う。』と書いている。(『 』部分は抜粋部分)

## 山田日赤時代の思い出 (全文) (「日本の看護職教育」14頁)

『1947(昭和22)年の晩秋の頃で、場所は山田赤十字病院(現・三重県伊勢市)の玄関で記念撮影。

GHQからミス・オルソンが来県され、東海北陸軍政部(GHQ)のミス・フェリーとともに県下でレベルの高かった山田日赤の視察があった。

山田赤十字看護専門学校(2006<平成18>年閉校)は名門であった。本社(現・日赤看護大学)の次に創設され、全国から入学志願があった。今年(平成12年)で百年目を迎え、私は47回生である。

鉄筋コンクリートの洋館校舎は威厳に満ちて格調高く、玄関バルコニーに翻る赤十字旗と国旗に少女たちは憧れた。当時、看護婦教育を授業実習ともに展開していたのは、地方では赤十字だけであった。赤十字の使命は第一に救護看護婦の養成であり、万国赤十字条約(ジュネーブ条約)で定められている。そのために病院が存在するとよく聞かされ、病院をあげて看護婦教育のために力がそそがれた。これは現在でも日赤の誇りである。

朝8時半から4時まで、みっちり授業が入り。実習はその間をぬって病室に出る。私が学生の頃は、日本の全部の日赤は軍病院となっていたので、一般患者でなく傷痕軍人(戦争で負傷した軍人)ばかりであった。とくに山田日赤の近くには香良洲の少年飛行兵訓練所があったので、16、7歳の若い予科練生がたくさん入院していたのである。

弟のような紅顔の美少年たちが七つ釦に憧れ、お国のためにと学業半ばで志願し、伊勢湾岸防備に敵機と戦った。ある日2年生だった私は、受け持った18歳の予科練患者に1通の手紙を渡された。読むとその日の午後5時頃、運動場の生垣越しに両親と会う約束をしているようだった。手紙はすべて検閲され、面会は謝絶なのに、どうして連絡が取れたかは知るべくもないが、私は少年の両親を探した。いた、名前を聞くと、老親は涙をこぼして「歩

いては来れないのか…」と泣くばかり。風呂敷包みを手渡され、私は病室に急いだ。誰も知らない、やってはいけないことを私はしている。あんこのいっばいついたおはぎである。食べさせている暇もないし、見つかったら大変である。

少年のもとで包みを解いてあげ、私は急いで寮に帰った。その後、実習場所も変わって、少年とおはぎがどうなったのかは聞くことができなかった。当時の入院は、再度復帰は叶えられないのが通常だったから、今でも忘れられない苦い思い出となった。

上級生は卒業を繰り上げ(戦時特例で日本中のどの学校も繰り上げ卒業となり、徴兵に挺身隊にと子どもたちは働かされた)、3月を待たずに、戦地に病院船にと召集されていた。

実習場には、招集解除となった方や召集令状対象外(虚弱など)の方ばかりで、学生といえども実務に就かされ、いやが上にもやらなければならない、看護についてかなり教えられたものである。家族の付き添いは1人もいないなかで死後の処置をしたり、ご遺体を同級生と2人で担架にのせ、霊安室まで泣く泣く運んだ夕暮れの空の悲しかったこと。多感な乙女の頃の私の体験である。

軍国時代の日本は、富国強兵策として“産めよ増やせよ”と男子の誕生を喜び、満6歳以上の子ども10人以上抱えた夫婦を優良多子家庭と表彰した。1941(昭和16)年には保健婦規則も制定され、看護婦資格がなくとも女学校卒の者は2年以上の保健婦養成所に入学でき、赤子、つまり天皇のために尽くす人間を多く生むための手伝いすることに努めた。

日赤の養成所は高女卒が入学資格であるから、必然的に保健婦課程のカリキュラムが統合され、3年間で養護教諭としての資格も取得できた。学校保健の強化で学校看護婦が、教職員免許法を適用する職種と改正されて廃止となり、新たに養護訓導(当時は旧制尋常小学校などの正規職員を訓導と呼んだ)制度が布かれたのである。高女卒1年制の養護機関が文部省系で誕生した。

そんな時に、私は看護婦・保健婦・養護教諭の3つの資格を取得したのである。

したがって、カリキュラムは鉄道ダイヤのごとくで、目を回したものである。小学校の実習や保健所

などの地域実習のほか、交通事情の悪い当時、よく勉強したものだとしみじみ振り返る。空襲下、暗い電灯の光で、粗末な教科書に、削っては折れる鉛筆で、藁半紙の端から端まで書き込んで勉強した思い出は、私の世代の人々は皆、同じである』(No. 8 シリーズ② 平成 12 年 10 月 25 日号)

隔世の感を禁じ得ないですが、ここから山田先生の看護一筋の人生がスタートしたとも言えると思います。

### (占領軍による) 日本の看護革命 (「日本の看護職教育」23頁)

『日本における看護教育の創立は、米国の看護教育の始まりと時を同じくしている。しかしながら、日本の看護教育は明治時代の軍国主義や国粹主義の影響を受け、文化、政治、社会のすべてにおいて米国に比して大きな後れをとったのである。

終戦までの看護教育の目的は、病人の世話をする者というよりも医師の補助者としての養成が主であり、一般人の病人は家族が看とるという状態であった。また、病院における看護も陸海軍人のケアが中心であり、看護そのものは発達しなかった。

米軍による日本占領の基本政策は、日本の民主化と非軍事化であった。当時、忘れてはならないのは、日本の政府の代表者によって作られた新憲法の草案が連合軍の民生局から突き返されたという点である。そして連合軍のつくった案をだされ、「これを受けなければ天皇を軍事裁判にかけ、戦犯として裁く」という逸話が残っている。

なお、新憲法成立のいきさつは「日本人の恥」と言われるが、日本の女性にとってはすばらしい法であった。もし、民法や教育法が日本人の手によって修正されたり、明治憲法の主権在君の理念がそのままにされていたら、女性の地位は以前と同じで、看護の成長や発展にはつながらなかったのである。

### 看護教育の刷新

看護婦養成所が看護大学の前身としての旧専門学校にならなかった理由は、入学資格が高等小学校卒ではレベルが低いとされたからであった。当時は、

日赤と聖路加のみが高等女学校卒業を入学資格としていたのである。全国で 30 校に満たないごく少数の養成であった。

看護教育の大学化を問う今、なぜこのように長い年月がかかったのか、考える必要がある。60 年余りの努力は報われるのだろうか。もしこのままの状態でのらりくらりと流れていけば、たどり着くところは終戦時の状況であろう。

カリキュラムの改正はあっても、その実践力や教育能力がなければ、実現しないことは自明の理である。

1951 (昭和 26) 年の保助看養成所指定規則第 1 回改正では、教育科目 1,150 時間、看護学 690 時間、病室外来実習 102 週で計 4,590 時間とされた。実習は週 45 時間換算としたが、米国のカリキュラムガイドが参考にされた。

わが国における看護教育の夜明けといってよい。

### 保助看の成立

1946 (昭和 26) 年、GHQ 公衆衛生福祉部看護科のオルト課長は、日本の看護刷新は「看護の質を向上させるために看護婦の量を増やすのではなく、専門職にふさわしい資質を向上させる」と説明した。そしてその年の 4 月から、国家試験や免許についての討議が開始されたのである。

### 草案の原点

臨床看護と公衆看護と助産として統合することが、草案の視点となった。

3 者 1 体の案である保健婦法案は成立せず、保健婦と助産婦の教育が看護婦教育 (基礎看護教育) の後の 6 ヶ月～1 年間されることになった。そして 1947 (昭和 22) 年に保助看婦令が出され、看護婦に甲種と乙種ができたのである。

実は、前述の保健婦法案には米国も合意していた。当時より「婦」から「師」へと改正することをふまえて、なぜ成立できなかったが本当に慙愧に堪えない。

### 准看護生のいきさつ

コロンビア大学のマクナス教授が「役割のスペクトラム論」を発表し、それを受けた GHQ (サムス

准将)が看護婦不足を補う構想を立て、乙種に変わる准看護婦制度が1951(昭和26)年に生まれた。患者にとってよいケアとは、看護婦の質もさることながら量の確保が重要であると主張するスペクトラム論が取り上げられ、入学資格を中学卒とする准看護婦学校が創設された。なお、この制度は、よくいわれる医師会の圧力によって生まれた産物とは限らない。時代のことも確かであって、これが看護という職の特徴であり、宿命でもある。人間が人間の「手」を欲する本当の血が通う、ありがたみのある「手」の仕事であるからだ。

独自の業務に専念するためには、他の職種にもできるものは委譲しなければならない。そして、看護業務の独自性とは何かを確立する必要がある。

医業に迫ることが、必ずしも質の発展とはいえない。保助看法第5条の解釈で、「診療の補助」とは医師の補助でなく、医師が正しく診断・治療できるように患者の環境管理を援助する専門的能力であり、今後はこれがいっそう問われるものと確信する。

医師不足対策への看護師の在り方は、医師の代行でなく、看護の専門職として協力できる能力を持つことである。業績を分析して、ベッドサイドでの看護を核に、広がる分野での委託できる業務を整理することである。ゼネラリストとスペシャリストの二元化でなく、患者側にあって、“いのち”の責任を持つ看護職の育成は看護師でなければならない。

質の高い看護師による看護教育が本当の看護を生むのである。教育レベルの異なる養成は多角化してもよい。

選択肢を持つ教育が現代において当然なら、大学一元化がベストではない。むしろ、大学出身者や他職務からの移行の道筋をつくるなど、もっとフランクに融通のきく養成の在り方も考えてよい。

「人間の生活支援学」= {看護学} の図式を呈示したい。しかし、介護学は看護学の一部であることから、患者(利用者)のニーズを満足するための看護(介護)サービスとなれるかが、政策として今後の課題となるであろう。』

80年近く前の話です。戦争で傷ついた傷病者の看護が、看護実習であった時代、そして敗戦によって得ることができた看護職の専門性についての指導や教育を受けた山田先生、その思いと情熱が言葉の端々に伝わってきます。

混乱から始まったその97年の生涯を看護教育のために全うされました。当会の設立にもご尽力賜りました。長い間本当にありがとうございました。

故・山田里津先生(2012年夏)



撮影・石原裕子

## 共済会の活動

### ご報告

日本看護学校協議会共済会最高顧問である山田里津先生が、令和5年10月2日に逝去されました。ご葬儀は同年10月6日に千葉県八千代市の「小さな森の家」にて家族葬で執り行われました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

### 出前講演について

令和5年度の事業のうち、「ハラスメント」についての出前講演を9回実施いたしました。

令和6年度の出前講演につきましては、当会事務局までお問い合わせください。

●共済会事務局：TEL 03-5541-7112

【表2】

ステップ1	ステップ2	ステップ3
「事故報告書兼請求書」と「必要書類」をWill事務局に送付する	Will事務局で、「事故報告書兼請求書」の内容を確認	Will事務局が、感染見舞金を指定の口座に振り込む

【表3】

感染見舞金	学生及び教職員から収納した共済制度運営費の85% (2023年度の加入者数で換算すると、約1億600万円)
その他の見舞金	限度額は設定せず、従来通りの運用となります。

【表4】

見舞金の種類	請求期限
感染見舞金	当該感染症と診断された日から起算して、1年間。
その他の見舞金	事故日から起算して、3年間。

2) 感染見舞金の金額を変更します

前項の変更に伴い、感染症法等による分類別に見舞金額を【表1】の通りといたします。  
なお、「インフルエンザ」および「新型コロナウイルス感染症」は第5類に分類されていますが、感染症法等による分類に関わらず、【表1】の通りです。

3) 感染見舞金の請求事務を簡略化します

感染見舞金の請求が急増した状況の中で、養成

施設からご要望の多かった事項に、感染見舞金請求事務を簡略化して欲しいということがあります。

現行では、感染見舞金の請求が急増した場合、感染見舞金の請求等に関する事務が会員や養成施設の担当者様およびWill事務局に大きな負担となり、事務の停滞を招く大きな原因となっていました。このため、事故発生後に養成施設からFAXでWill事務局に送信をお願いしていた事故報告の過程を省き、2024年度からは、【表2】の通り簡略化します。これに伴いご請求方法や事故報告書の様式に変更が生じております。請求方法の詳細内容、新しい事故報告書は、2024年3月31日にホームページへ掲示いたしますのでご確認ください。

事故報告と見舞金の請求を同時に行う方法で、現在は「インフルエンザ」の請求に限り取り入れていますが、2024年度からは、感染見舞金の支払い対象となる全ての感染症についても同様の仕組みとします。

これにより、感染見舞金請求に当たって、学生・教職員や養成施設の担当者様の負担が軽減すると考えています。

3. お支払いする見舞金の総額に限度額を設定します

2022年度の感染見舞金の支払い状況を検証する中で、専門家の方から感染見舞金が増加した場合の対策が必要との指摘を受けました。そこで、2024年度からは、お支払いする見舞金総額に限度額を【表3】のとおり設定することといたします。共済制度を健全に保つための方策として、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、見舞金請求の発生状況を当会のホームページに掲示し、学生、教職員の皆さまに見舞金に関する最新のデータをお知らせいたします。

また今後、感染見舞金の急増に対するリスクヘッジとして、損害保険の利用についても検討していきたいと考えています。

4. 新たな感染症が感染症法等に記載された場合

「新型コロナウイルス感染症」のように、新たな感染症が感染症法等に記載された場合は、当該感染症については当該年度中は感染見舞金の支払い対象とはいたしません。次年度から感染見舞金の対象とするかの扱いは、当会の「共済制度委員会」において適切に判断し決定することといたします。

5. 見舞金の請求期限を変更します

現行では、学生や教職員が見舞金を請求する期限は、診断日から1,000日(約3年間)となっています。

ただ、感染見舞金に関しては、事故発生時から時間が経つと、感染事故を客観的に証明する書類等の入手が困難となる事例も見受けられることから、見舞金の請求期限を、【表4】の通りに変更いたします。

\*本項でいう「感染症法等」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類〜5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、をいいます。

# Will News

Vol.35

## 2024年度からの感染見舞金について

一般社団法人日本看護学校協議会共済会「Will」事務局 丹治 正貴

当会の2023年度の活動では、通常の事業遂行と併せて、共済制度の感染見舞金制度についての見直しにとり組みました。感染症の専門家を加え「共済制度検討委員会」を設置したうえで、2022年度に発生した感染見舞金請求件数の大幅な増加について、さまざまな検証を行いました。その結果、当会の共済制度を安定的に持続可能な制度として確立するため、2024年度からの感染見舞金について改定を行うことといたしました。本号では、2024年度からの共済制度の感染見舞金改定の概要について、ご説明いたします。

なお、感染見舞金の改定に伴い、新たに見舞金規定を制定いたしました。新たな見舞金規定は、別途、各養成施設のご担当者様に送付いたしますので、ご確認ください。

### 1. 「学生用Will」と「教職員用Will」の感染見舞金を同一とします

現行の共済制度は、「学生用Will」と「教職員用Will」によりそれぞれ異なる見舞金体系で運用しています。

2023年度まで学生の場合は、Willの傷害保険の加入タイプ別入・通院日額に入・通院日数を乗じた金額に、検査費を除く医療費を加えて感染見舞金を算出しています。教職員の場合は、入・通院日数に応じて1～10万円の間で感染見舞金をお支払いしています。このように、学生と教職員とで異なった感染見舞金支払基準を定める方法ですと、感染見舞金をお支払いするパターンが多岐にわたり、2022年度のようなパンデミック状態では見舞金の支払い事務が停滞する状態が発生してまいります。

また、主に教職員の方々から学生と教職員とで共済制度の感染見舞金に違いがあるのは、不自然ではないかのご意見も寄せられていました。このため、2024年度からは「学生用Will」と「教職員用Will」の感染見舞金を同一にすることといたします。

### 2. 感染見舞金の変更

#### 1) 感染見舞金額を感染症の分類別により統一します

会員が感染症に罹患した場合にお支

払いする感染見舞金の算出方法を、2024年度から変更いたします。前記のとおり、入・通院日数を感染見舞金を算出するための基礎項目とすると、感染症の種類や感染状況等により感染見舞金額の算出や診断書等の添付書類の確認に多くの事務が必要となります。請求件数が急増した場合には、事故報告を受けてから感染見舞金をお支払いするまでに相当な時間をいただくことにもなってしまう。

このような状況を改善するため、2024年度からは、感染症法等による分類別に感染見舞金額を一律といたします。

【表1】

対象となる感染症	見舞金額	請求時に必要な書類
感染症法等で1類～3類に分類された感染症	一律 3万円	診断書と 診療明細付領収書
感染症法等で4類・5類に分類された感染症および当会が認めた感染症（疥癬）	一律 7千円	診断書と 診療明細付領収書
インフルエンザ	一律 5千円	診療明細書と 検査結果報告書 または調剤明細書
新型コロナウイルス感染症（入院治療を行った場合に限り）	一律 1万円	診断書と 診療明細付領収書